

兵庫県公報

平成20年 3月31日 月曜日 第19号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
病院局組織規程の一部を改正する管理規程	1
病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1
病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	28
病院局公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程	30
病院局会計規程の一部を改正する管理規程	30

病院局管理規程

病院局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

兵庫県病院局管理規程第3号

病院局組織規程の一部を改正する管理規程

病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第4条の表管理課の項中「職員係 服務・組織係 制度企画係」を「組織・給与係 職員係」に改める。

第7条第2号中「及びのじぎく療育センター」を削る。

第9条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「並びに周産期医療」を削り、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 県立柏原病院においては、第1項の業務のほか、がんに関する調査、相談等に係る業務をつかさどる。
第34条の表中

「		「	
次長	県立病院の部 県立こども 病院周産期医療センター及び 小児救急医療センター 県立 がんセンター麻酔センター 県立姫路循環器病センター救 命救急センター	を	に改める。
」		」	

附 則

この管理規程は、平成20年 4月1日から施行する。

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

兵庫県病院局管理規程第4号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項を次のように改める。

2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育休法」という。)第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員(育休法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、その受ける号給に応じた額に、病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(以下「勤務時間規程」という。)第2条第2項、第3項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額)とする。

第2条第7項を第8項、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 育休法第10条第1項に規定する育児短時間勤務(育休法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下「育児短時間勤務等」という。)をしている特定任期付職員の給料月額は、第4項の規定により準用する任期付職員法第7条第3項の規定による給料月額又は前項の規定により決定したその者の受ける号給に応じた額に算出率を乗じて得た額とする。

第2条第8項の次に次の1項を加える。

9 育児短時間勤務等をしている任期付職員のうち、第7項の規定の適用を受ける者の給料月額は、同項の規定により決定したその者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

第8条第1項中「6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、)」を「6,500円(」に、「ない場合にあっては」は「ない場合にあっては、」に改める。

第9条第2項第1号中「100分の10」を「100分の8」に改め、同項第2号中「100分の7」を「100分の5」に改め、同項第3号中「100分の5」を「100分の3」に改め、第3項中「100分の10」を「100分の15」に改め、第4項第1号中「の後」を「以後」に、「あっては、当該異動の日の前日」を「おける当該改定の日以後の期間に係る地域手当にあっては、当該改定後」に改める。

第12条第1項第2号中「次に定める額」の右に「(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して管理者が定める職員にあっては、その額から、その額に管理者が定める割合を乗じて得た額を減じた額)」を加える。

第18条第15号の次に次の1号を加える。

(16) 特殊診療手当

第32条の2第1項中「医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員」を「医師又は歯科医師である職員」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特殊診療手当)

第32条の3 特殊診療手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 医師である職員のうち、(社)日本麻酔科学会が認定する指導医、専門医、認定医又は厚生労働省が認定する標榜医の資格を有する者が、管理者が指定する麻酔業務に従事したとき。
- (2) 医師である職員が、管理者が指定する分娩(妊娠)管理業務又は正規の勤務時間(休日等に割り振られた勤務時間を除く。)以外の時間(以下「時間外」という。)における分娩業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(1) 前項第1号の業務

区 分		金 額
資 格	麻 酔 時 間	
指導医・専門医	4時間超の場合	1件につき6,800円
	2時間超4時間までの場合	1件につき4,600円
	2時間までの場合	1件につき3,800円
認定医・標榜医	4時間超の場合	1件につき3,400円

	2時間超 4時間までの場合	1件につき2,300円
	2時間までの場合	1件につき1,900円

(2) 前項第2号の業務

区 分	金 額
分娩（妊娠）管理業務	従事した日1日につき、1,300円に分娩（妊娠）管理を行った患者数を乗じて得た額
時間外における分娩業務	1分娩につき10,000円

第33条中「再任用短時間勤務職員」の右に「及び育児短時間勤務職員等」を加え、「第3条」を「第2条」に改め、「又は第3項」を「から第4項」に改める。

第36条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、当該勤務時間1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

第40条第1項中「100分の175」を「100分の180」に改め、同条第3項中「給料」の右に「（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を加え、同条第4項中「給料の月額」の右に「（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を、「給料月額」の右に「（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）」を加える。

第42条第1項第1号中「100分の72.5」を「100分の75」に、「100分の92.5」を「100分の95」に改め、同条第2項中「給料の月額」の右に「（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を加える。

附則第14項中「平成21年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附則に次の6項を加える。

（給料月額の特例）

17 当分の間、職員（医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員を除く。）の給料月額（病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（平成18年兵庫県病院局管理規程第3号。以下「平成18年改正規程」という。）附則第5項から第7項まで及び病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（平成20年兵庫県病院局管理規程第4号。以下「平成20年改正規程」という。）附則第7項から第9項までの規定により支給される給料の額を含む。以下この項において同じ。）は、病院事業職員の給与に関する規程（職員の育児休業等に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号）第8条の10第1項及び第8条の11第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）平成18年改正規程附則第5項から第7項まで、平成20年改正規程附則第7項から第9項までの規定により定められている額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(1) 次に掲げる職員 100分の7

- ア 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が9級以上である職員
- イ 看護職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が7級である職員

(2) 次に掲げる職員 100分の6

- ア 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が8級である職員
- イ 看護職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級である職員

(3) 次に掲げる職員 100分の4

- ア 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が7級である職員
- イ 看護職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（管理職手当を受ける職員に限る。）

(4) 第40条第4項の規定による期末手当基礎額の加算を受ける職員のうち、前各項に掲げる職員以外の職員 100分の2.8

- (5) 前各号に掲げる職員以外の職員 100分の2.5
- 18 当分の間、特定任期付職員の給料月額、前項の規定にかかわらず、第2条第4項及び第5項の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。
- (1) 第2条第4項の規定により読み替えて準用する一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第7条第3項の規定の適用を受ける特定任期付職員及びその号給が5号給以上である特定任期付職員 100分の7
- (2) その号給が4号給以下である特定任期付職員 100分の3
- 19 他の職員との均衡上特に調整の必要があると認められる職員に係る前2項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に」とあるのは、「次の各号に定める割合のうち他の職員との均衡を考慮して」とする。
- （管理職手当の特例）
- 20 管理職手当の月額（医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員に係るものを除く。）は、当分の間、第17条第3項及び病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（平成19年兵庫県病院局管理規程第5号）附則第4項及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額については、この限りでない。
- （初任給調整手当の特例）
- 21 当分の間、第11条第1項及び第2項に定めるもののほか、同条第1項に掲げる職にある職員に対して、月額48,000円の初任給調整手当を支給する。
- （期末手当及び勤勉手当の特例）
- 22 第40条第4項（第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、別表第17中加算割合が次の表の左欄に掲げる職員について、それぞれ同表の右欄に掲げる加算割合とし、別表第18中割合について、それぞれの割合に100分の50を乗じて得た割合を減じて得た割合とする。ただし、医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員にあっては、この限りでない。

100分の20又は100分の15	当該割合に100分の50を乗じて得た割合を減じて得た割合
100分の10	当該割合に100分の40を乗じて得た割合を減じて得た割合
100分の5	当該割合に100分の20を乗じて得た割合を減じて得た割合

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	135,600	185,800	215,600	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	136,700	187,600	217,500	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	137,900	189,400	219,400	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	139,000	191,200	221,200	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	140,100	192,800	222,900	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	141,200	194,600	224,800	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	142,300	196,400	226,700	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	143,400	198,200	228,500	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	144,500	200,000	230,200	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	145,900	201,800	232,100	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	147,200	203,600	234,000	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	148,500	205,400	235,800	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	149,800	207,000	237,700	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	151,300	208,900	239,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	152,800	210,800	241,500	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	154,400	212,700	243,400	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
	17	155,700	214,600	245,300	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	157,200	216,500	247,200	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	158,700	218,400	249,000	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	160,200	220,300	250,800	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
	21	161,600	222,000	252,600	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	164,300	223,900	254,600	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
	23	166,900	225,800	256,600	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
	24	169,500	227,700	258,600	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
	25	172,200	229,500	260,500	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
	26	173,900	231,300	262,400	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
	27	175,600	233,100	264,300	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
	28	177,300	234,900	266,200	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
	29	178,800	236,500	268,200	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
	30	180,600	238,000	270,100	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
	31	182,400	239,500	272,000	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
	32	184,200	241,000	273,900	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
	33	185,800	242,500	275,800	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
	34	187,300	244,000	277,700	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
	35	188,800	245,500	279,600	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
	36	190,300	247,100	281,500	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
	37	191,600	248,400	283,200	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
	38	192,900	250,000	285,100	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	
	39	194,200	251,600	287,000	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800	
	40	195,500	253,200	288,900	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700	

	41	196,900	254,600	290,600	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
	42	198,200	256,000	292,400	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	543,500
	43	199,500	257,400	294,200	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	544,400
	44	200,800	258,800	296,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	545,300
	45	202,000	260,100	297,900	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	546,200
	46	203,300	261,500	299,600	354,400	376,600	404,900	449,100	483,400	
	47	204,600	262,900	301,300	356,000	377,500	405,600	449,900	484,200	
	48	205,900	264,300	303,000	357,600	378,400	406,300	450,700	485,000	
	49	207,100	265,600	304,700	359,300	379,400	407,100	451,300	485,800	
	50	208,200	266,900	306,400	360,500	380,200	407,800	452,100		
	51	209,300	268,200	308,100	361,700	381,000	408,500	452,900		
	52	210,400	269,500	309,800	362,900	381,800	409,200	453,700		
	53	211,600	270,600	311,300	363,900	382,700	410,000	454,300		
	54	212,600	271,900	312,900	365,000	383,400	410,700	455,100		
	55	213,600	273,200	314,500	366,100	384,100	411,400	455,900		
	56	214,600	274,500	316,100	367,200	384,800	412,100	456,700		
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	57	215,600	275,700	317,800	368,100	385,500	412,800	457,300		
	58	216,600	276,800	319,400	368,800	386,200	413,500	458,100		
	59	217,600	277,900	321,000	369,500	386,900	414,200	458,900		
	60	218,600	279,000	322,600	370,200	387,600	414,900	459,700		
	61	219,600	280,200	324,100	370,800	388,100	415,500	460,300		
	62	220,600	281,200	325,300	371,500	388,800	416,200	461,100		
	63	221,600	282,200	326,500	372,200	389,500	416,900	461,900		
	64	222,600	283,200	327,700	372,900	390,200	417,600	462,700		
	65	223,400	284,200	328,800	373,400	390,700	418,100	463,300		
	66	224,400	285,100	329,800	374,100	391,400	418,800			
	67	225,400	286,000	330,800	374,800	392,100	419,500			
	68	226,500	286,900	331,800	375,500	392,800	420,200			
	69	227,300	287,900	332,700	376,000	393,300	420,700			
	70	228,100	288,700	333,500	376,700	394,000	421,400			
	71	228,900	289,500	334,300	377,400	394,700	422,100			
	72	229,700	290,300	335,100	378,100	395,400	422,800			
	73	230,500	291,100	336,000	378,600	395,900	423,300			
	74	231,200	291,600	336,700	379,300	396,600	424,000			
	75	231,900	292,100	337,400	380,000	397,300	424,700			
76	232,600	292,600	338,100	380,700	398,000	425,400				
77	233,400	293,000	338,600	381,200	398,500	425,900				
78	234,200	293,400	339,200	381,800	399,200	426,600				
79	235,000	293,800	339,800	382,400	399,900	427,300				
80	235,800	294,200	340,400	383,000	400,600	428,000				
81	236,500	294,500	340,800	383,700	401,100	428,500				
82	237,200	294,900	341,300	384,300	401,800					
83	237,900	295,300	341,800	384,900	402,500					
84	238,600	295,700	342,300	385,500	403,200					

	85	239,400	296,000	342,800	386,200	403,700					
	86	240,100	296,400	343,300	386,800	404,400					
	87	240,800	296,800	343,800	387,400	405,100					
	88	241,500	297,200	344,300	388,000	405,800					
	89	242,300	297,500	344,800	388,700	406,300					
	90	242,800		345,300		407,000					
	91	243,300		345,800		407,700					
	92	243,800		346,300		408,400					
再任用職員以外の職員	93	244,100		346,700		408,900					
	94			347,200							
	95			347,700							
	96			348,200							
	97			348,500							
	98			349,000							
	99			349,500							
	100			350,000							
	101			350,300							
	102			350,800							
	103			351,300							
	104			351,800							
	105			352,100							
106			352,500								
107			352,900								
108			353,300								
109			353,800								
110			354,200								
111			354,600								
112			355,000								
113			355,500								
再任用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	534,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第2条関係）

医 師 ・ 歯 科 医 師 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	237,700	323,400	390,600	467,100
	2	240,200	326,500	393,500	469,400
	3	242,700	329,600	396,400	471,700
	4	245,200	332,700	399,300	474,000
	5	247,600	335,600	402,000	476,300
	6	251,400	338,900	404,800	478,500
	7	255,200	342,200	407,600	480,700
	8	259,000	345,500	410,400	482,900
	9	262,600	348,600	413,000	485,200
	10	266,600	351,800	415,700	487,300
	11	270,600	355,000	418,400	489,400
	12	274,600	358,200	421,100	491,500
	13	278,500	361,300	423,600	493,600
	14	282,500	365,000	426,100	495,700
	15	286,500	368,700	428,600	497,800
	16	290,500	372,400	431,100	499,900
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	17	294,300	376,000	433,400	502,000
	18	297,900	378,800	435,800	504,000
	19	301,500	381,600	438,200	506,000
	20	305,100	384,400	440,600	508,000
	21	308,800	387,300	442,900	509,800
	22	312,600	389,900	445,300	511,700
	23	316,300	392,500	447,700	513,600
	24	320,000	395,100	450,100	515,500
	25	323,600	397,500	452,400	517,200
	26	326,500	399,800	454,700	519,000
	27	329,300	402,100	457,000	520,800
	28	332,100	404,400	459,300	522,600
	29	335,000	406,800	461,500	524,500
	30	337,400	408,900	463,800	526,300
	31	339,800	411,000	466,100	528,100
	32	342,200	413,100	468,400	529,900
33	344,600	415,300	470,500	531,700	
34	347,100	417,300	472,600	533,500	
35	349,600	419,300	474,700	535,300	
36	352,100	421,300	476,800	537,100	
37	354,500	423,400	478,900	538,800	
38	356,900	425,400	480,700	540,400	
39	359,300	427,400	482,500	542,000	
40	361,700	429,400	484,300	543,600	
41	364,000	431,500	486,000	545,200	
42	365,500	433,300	487,800	546,600	
43	367,000	435,100	489,600	548,000	
44	368,500	436,900	491,400	549,400	

	45	370,100	438,800	493,000	550,600
	46	371,600	440,600	494,800	551,600
	47	373,100	442,400	496,600	552,600
	48	374,600	444,200	498,400	553,600
	49	375,900	446,100	500,000	554,700
	50	376,900	447,900	501,300	555,600
	51	377,900	449,700	502,600	556,500
	52	378,900	451,500	503,900	557,400
	53	380,000	453,400	505,200	558,300
	54	380,900	454,600	506,500	559,200
	55	381,800	455,800	507,800	560,100
	56	382,700	457,000	509,100	561,000
	57	383,700	458,200	510,300	561,900
	58	384,600	459,200	511,200	562,800
再	59	385,500	460,200	512,100	563,700
任	60	386,400	461,200	513,000	564,600
用	61	387,300	462,100	513,900	565,500
職	62	387,800	462,800	514,800	566,400
員	63	388,300	463,500	515,700	567,300
以	64	388,800	464,200	516,600	568,200
外	65	389,100	464,900	517,500	569,100
の	66		465,600	518,400	570,000
職	67		466,300	519,300	570,900
員	68		467,000	520,200	571,800
	69		467,500	521,100	572,700
	70		468,200	522,000	573,600
	71		468,900	522,900	574,500
	72		469,600	523,800	575,400
	73		470,100	524,600	576,300
	74		470,800	525,500	
	75		471,500	526,400	
	76		472,200	527,300	
	77		472,700	528,100	
	78		473,300	529,000	
	79		473,900	529,900	
	80		474,500	530,800	
	81		475,100	531,600	
	82		475,700		
	83		476,300		
	84		476,900		
	85		477,400		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

別表第3（第2条関係）

看 護 職 給 料 表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	286,100	332,700	380,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	288,100	334,900	382,800
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	290,100	337,100	385,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	292,100	339,300	388,200
	5	159,000	188,900	236,300	259,800	293,900	341,500	390,800
	6	160,500	191,300	237,800	261,200	295,800	343,700	393,300
	7	162,000	193,600	239,300	262,600	297,700	345,900	395,800
	8	163,500	195,900	240,800	264,000	299,600	348,100	398,300
	9	164,800	198,300	242,200	265,500	301,600	350,100	400,700
	10	166,500	199,700	243,600	266,900	303,500	352,200	403,100
	11	168,100	201,100	245,000	268,500	305,400	354,300	405,500
	12	169,700	202,500	246,400	270,100	307,300	356,400	407,900
	13	171,200	203,900	247,700	271,700	309,100	358,600	410,300
	14	173,200	205,400	249,000	273,300	310,900	360,700	412,500
	15	175,200	206,900	250,300	274,900	312,700	362,800	414,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,500	314,500	364,900	416,900
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	17	179,400	209,800	252,800	278,100	316,400	367,100	419,000
	18	181,500	211,300	254,200	279,600	318,100	369,200	421,200
	19	183,600	212,800	255,600	281,100	319,800	371,300	423,400
	20	185,700	214,300	256,900	282,600	321,500	373,400	425,600
	21	187,800	215,700	258,200	284,200	323,200	375,600	427,600
	22	190,000	217,400	259,600	285,800	324,800	377,800	429,500
	23	192,200	219,100	261,000	287,400	326,400	380,000	431,400
	24	194,400	220,800	262,400	289,000	328,000	382,200	433,300
	25	196,500	222,300	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
	26	197,800	224,000	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
	27	199,100	225,700	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
	28	200,400	227,400	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
	29	201,600	229,200	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700
	30	202,900	230,700	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
	31	204,200	232,200	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
	32	205,500	233,700	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500
	33	206,800	235,200	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
	34	208,100	236,600	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
35	209,400	238,000	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400	
36	210,700	239,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000	
37	212,100	240,700	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500	
38	213,500	242,000	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000	
39	214,900	243,300	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500	
40	216,300	244,600	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000	
41	217,500	245,800	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300	
42	218,900	247,100	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200	
43	220,300	248,400	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100	
44	221,700	249,700	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000	

	45	223,100	251,000	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
	46	224,600	252,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
	47	226,100	253,800	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
	48	227,600	255,200	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
	49	228,900	256,600	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
	50	230,300	258,100	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
	51	231,700	259,500	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
	52	233,100	260,900	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
	53	234,400	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
	54	235,700	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	471,800
	55	237,000	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	472,600
	56	238,300	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	473,400
	57	239,700	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	474,300
	58	241,000	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
	59	242,300	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
	60	243,600	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	
	61	244,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800	
	62	246,200	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700	
	63	247,500	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600	
	64	248,800	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500	
	65	250,000	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400	
	66	251,300	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200	
	67	252,700	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000	
	68	254,100	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800	
	69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600	
	70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600		
	71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300		
	72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000		
	73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800		
	74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400		
	75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000		
	76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600		
	77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200		
	78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800		
	79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400		
	80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000		
	81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500		
	82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100		
	83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700		
	84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300		
	85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800		
	86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400		
	87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000		
	88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600		
	89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100		
	90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700		
	91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300		
	92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900		

再任用職員以外の職員

	93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400
	94	284,100	319,100	354,700	374,100	404,000
	95	285,100	319,900	355,400	374,600	404,600
	96	286,100	320,700	356,100	375,100	405,200
	97	287,200	321,400	356,600	375,700	405,700
	98	288,100	322,100	357,100	376,200	406,300
	99	289,000	322,800	357,600	376,700	406,900
	100	289,900	323,500	358,100	377,200	407,500
	101	290,700	324,000	358,700	377,800	408,000
	102	291,500	324,600	359,200	378,300	408,600
	103	292,300	325,200	359,700	378,800	409,200
	104	293,100	325,800	360,200	379,300	409,800
	105	293,800	326,200	360,800	379,900	410,300
	106	294,300	326,700	361,300	380,400	
	107	294,800	327,200	361,800	380,900	
	108	295,300	327,700	362,300	381,400	
	109	295,800	328,200	362,800	382,000	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	110	296,200	328,600	363,300	382,500	
	111	296,600	329,000	363,800	383,000	
	112	297,000	329,400	364,300	383,500	
	113	297,400	329,800	364,800	384,100	
	114	297,800	330,200	365,300	384,600	
	115	298,200	330,600	365,800	385,100	
	116	298,600	331,000	366,300	385,600	
	117	298,900	331,300	366,700	386,200	
	118	299,300	331,700	367,200	386,700	
	119	299,700	332,100	367,700	387,200	
	120	300,100	332,500	368,200	387,700	
	121	300,400	332,700	368,600	388,300	
	122	300,800	333,100	369,100	388,800	
	123	301,200	333,500	369,600	389,300	
124	301,600	333,900	370,100	389,800		
	125	301,800	334,200	370,500	390,400	
	126	302,200	334,600	371,000	390,900	
	127	302,600	335,000	371,500	391,400	
	128	303,000	335,400	372,000	391,900	
	129	303,200	335,700	372,400	392,500	
	130	303,600	336,100	372,900	393,000	
	131	304,000	336,500	373,400	393,500	
	132	304,400	336,900	373,900	394,000	
	133	304,600	337,200	374,300	394,600	
	134	305,000	337,600	374,800	395,100	
	135	305,400	338,000	375,300	395,600	
	136	305,800	338,400	375,800	396,100	
	137	306,000	338,700	376,200	396,700	
	138	306,400	339,100			
	139	306,800	339,500			
	140	307,200	339,900			

	141	307,400	340,200					
	142	307,800	340,600					
	143	308,200	341,000					
	144	308,600	341,400					
	145	308,800	341,700					
	146	309,200	342,100					
	147	309,600	342,500					
	148	310,000	342,900					
	149	310,200	343,200					
	150	310,500	343,600					
	151	310,800	344,000					
	152	311,100	344,400					
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	153	311,500	344,700					
	154	311,800	345,100					
	155	312,100	345,500					
	156	312,400	345,900					
	157	312,800	346,200					
	158	313,100	346,600					
	159	313,400	347,000					
	160	313,700	347,400					
	161	314,100	347,700					
	162	314,400	348,100					
	163	314,700	348,500					
	164	315,000	348,900					
	165	315,400	349,200					
	166	315,700						
	167	316,000						
168	316,300							
169	316,700							
170	317,000							
171	317,300							
172	317,600							
173	318,000							
174	318,300							
175	318,600							
176	318,900							
177	319,300							
再任用職員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200

備考 この表は、看護師及び准看護師である職員に適用する。

別表第4（第2条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職員の区分	号給	給料月額
	1	-
	2	-
	3	-
	4	-
	5	-
	6	-
	7	-
	8	-
	9	121,600
	10	122,500
	11	123,500
	12	124,400
	13	125,400
	14	126,400
	15	127,400
	16	128,400
	17	129,200
	18	130,200
	19	131,200
	20	132,300
	21	133,100
	22	134,100
	23	135,100
	24	136,100
	25	137,200
	26	138,400
	27	139,600
	28	140,800
	29	141,900
	30	143,100
	31	144,300
	32	145,500
	33	146,700
	34	148,200
	35	149,700
	36	151,200

	37	152,600
	38	154,100
	39	155,600
	40	157,100
	41	158,600
	42	160,400
	43	162,200
	44	164,000
	45	165,800
	46	167,500
	47	169,200
	48	170,900
	49	172,600
	50	174,100
	51	175,600
	52	177,100
	53	178,500
	54	180,000
	55	181,500
	56	183,000
	57	184,500
	58	185,700
	59	187,000
	60	188,300
	61	189,700
	62	190,800
	63	192,000
	64	193,200
	65	194,400
	66	195,600
	67	196,700
	68	197,800
	69	200,500
	70	202,000
	71	203,500
	72	205,000
	73	206,500
	74	208,100

	75	209,700
	76	211,300
	77	212,700
	78	214,400
	79	216,100
	80	217,800
	81	219,300
	82	220,500
	83	221,700
	84	222,900
	85	224,200
	86	225,800
再任用職員	87	227,400
	88	229,000
以外の職員	89	230,700
	90	233,700
	91	236,600
	92	239,400
	93	247,700
	94	249,100
	95	250,500
	96	251,900
	97	253,100
	98	254,400
	99	255,700
	100	257,000
	101	258,100
	102	259,400
	103	260,700
	104	262,000
	105	263,100
	106	264,300
	107	265,500
	108	266,700
	109	267,900
	110	269,100
	111	270,300
	112	271,500

113	272,500
114	273,600
115	274,700
116	275,800
117	276,900
118	278,000
119	279,100
120	280,200
121	281,300
122	282,400
123	283,500
124	284,600
125	285,500
126	286,600
127	287,700
128	288,800
129	289,700
130	290,700
131	291,700
132	292,700
133	293,600
134	294,600
135	295,600
136	296,600
137	297,400
138	298,300
139	299,200
140	300,100
141	301,000
142	301,900
143	302,800
144	303,700
145	304,500
146	305,300
147	306,100
148	306,900
149	307,700
150	308,500
151	309,300

	152	310,100
	153	310,700
	154	311,400
	155	312,100
	156	312,800
	157	313,500
	158	314,100
	159	314,700
	160	315,300
	161	316,000
	162	316,500
	163	317,000
	164	317,500
	165	317,800
	166	318,300
	167	318,800
	168	319,300
	169	319,600
	170	320,000
	171	320,400
	172	320,800
	173	321,300
	174	321,700
	175	322,100
	176	322,500
	177	322,900
再任用職員		247,700

備考 この表は、病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第7号）第36条に規定する職員に適用する。

別表第7を次のように改める。
別表第7（第3条関係）

看護職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	准看護師の職務
2級	(1) 看護師の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と管理者が認める職務
3級	(1) 県立病院の主任の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と管理者が認める職務
4級	(1) 県立病院の看護長の職務 (2) 県立病院の主査の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度と管理者が認める職務
5級	(1) 県立病院の看護部次長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と管理者が認める職務
6級	(1) 県立病院の看護部長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と管理者が認める職務
7級	(1) 県立病院の副院長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と管理者が認める職務

別表第9 県立がんセンターの項中

院長	総長
副院長	院長
病理診断センター長	副院長
麻酔センター長	病理診断センター長
麻酔センター次長	麻酔センター長
参事	麻酔センター次長
診療部長	参事
検査部長	診療部長
放射線部長	検査部長
研究部長	放射線部長
地域医療連携・医療情報部長	研究部長
科部長	地域医療連携・医療情報部長
医長	科部長
室長	室長

を

院長	総長
副院長	院長
病理診断センター長	副院長
病理診断センター次長	病理診断センター長
麻酔センター長	病理診断センター次長
麻酔センター次長	麻酔センター長
参事	麻酔センター次長
診療部長	参事
検査部長	診療部長
放射線部長	検査部長
研究部長	放射線部長
地域医療連携部長	研究部長
科部長	地域医療連携部長
医長	科部長
室長	室長

に

改める。

別表第10を次のように改める。
別表第10（第4条関係）

看護職給料表級別職務区分表

職務の級 組織名	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
本庁				係長	主幹	参事	
県立病院	准看護師	看護師	主任	看護長 課長 主査	部長 看護部次 長 科長 看護長	看護部長 科長 地域医療 連携部長	副院長
県立東洋医 学研究所附 属診療所	准看護師	看護師					

備考 この表に規定する各組織に置かれる付の職務については、4級、5級、6級又は7級とする。
別表第11を次のように改める。

別表第11（第5条関係）

行政職給料表初任給基準表

試験又は職種		学歴免許	初任給
正規の 試験	上級	大学卒	2級29号給
	中級	短大卒	2級19号給
	初級	高校卒	2級9号給
薬剤師		大学卒	2級29号給
栄養士		大学卒	2級29号給
		短大卒	2級19号給
診療放射線技師		大学卒	2級29号給
		短大3卒	2級25号給
診療エックス線技師		短大卒	2級19号給
臨床検査技師		大学卒	2級29号給
		短大3卒	2級25号給
衛生検査技師		大学卒	2級29号給
		短大3卒	2級25号給
臨床工学技士		大学卒	2級29号給
		短大3卒	2級25号給
理学療法士 作業療法士		大学卒	2級29号給
		短大3卒	2級25号給
視能訓練士		大学卒	2級29号給
		短大3卒	2級25号給

言語聴覚士	大学卒	2 級29号給
	短大3卒	2 級25号給
歯科衛生士	短大卒	2 級19号給
	高校専攻科卒	2 級15号給
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師	短大3卒	2 級25号給
	短大卒	2 級19号給
	高校卒	2 級 9 号給
保健師	大学卒	2 級29号給
	短大3卒	2 級25号給
保育士	短大卒	2 級19号給
	高校卒	2 級 9 号給
その他	高校卒	2 級 5 号給

備考 1 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条第1号及び第2号に該当する学校又は養成所を卒業していない保健師については別に定める。

2 学歴免許が大学卒に該当する保健師のうち、准看護師の業務に従事した経験が3年以上であるものについては、初任給の欄の号給を2級33号給とする。

別表第12初任給の欄中「1級34号給」を「1級32号給」に、「1級10号給」を「1級8号給」に改める。

別表第13初任給の欄中「2級10号給」を「2級8号給」に、「2級6号給」を「2級4号給」に、「1級6号給」を「1級8号給」に改め、同表の備考中「2級14号給」を「2級12号給」に改める。

別表第14初任給の欄中「42号給」を「40号給」に、「34号給」を「32号給」に、「22号給」を「20号給」に、「17号給から90号給まで」を「15号給から88号給まで」に、「13号給から88号給まで」を「11号給から86号給まで」に改める。

別表第15(17)の項から(35)の項までを次のように改める。

268,500	216,000	159,100	100,100	31,400
268,500	216,000	159,100	100,100	30,000
268,500	216,000	159,100	100,100	28,600
268,500	216,000	159,100	100,100	27,200
268,500	216,000	159,100	100,100	25,800
268,500	216,000	159,100	100,100	25,200
268,500	216,000	159,100	100,100	24,600
268,500	216,000	159,100	100,100	23,700
268,500	216,000	159,100	100,100	23,100
268,500	216,000	159,100	100,100	22,500
260,500	209,400	153,900	96,900	21,900
252,500	202,800	148,700	93,700	21,300
238,600	192,200	140,500	88,800	20,600

218,800	177,700	129,600	81,900	20,300
198,900	163,100	118,900	74,900	19,900
171,800	141,400	103,200	65,500	19,300
144,700	119,500	87,600	56,200	18,500
114,800	96,200	70,700	46,400	17,600
75,300	65,300	49,400	33,800	16,900

別表第16地方機関の款を次のように改める。

地方機関	(1) 県立がんセンター総長 (2) 県立病院の院長（医師・歯科医師職4級の者に限る。）	1種
	県立病院の院長（医師・歯科医師職3級の者に限る。） 副院長（医師・歯科医師職4級の者に限る。）及び管理局長（行政職9級の者に限る。）	2種
	(1) 県立病院の副院長（医師・歯科医師職3級及び看護職7級の者に限る。） 管理局長（行政職8級の者に限る。）及び参事（医師・歯科医師職4級の者に限る。） 診療部長、県立こども病院の周産期医療センター長、県立がんセンターの病理診断センター長及び麻酔センター長並びに県立姫路循環器病センターの救命救急センター長 (2) 県立看護専門学校長 (3) 県立東洋医学研究所長 (4) 県立東洋医学研究所附属診療所長	3種
	県立病院の参事（医師・歯科医師職3級の者に限る。） 総務部長、事務部長、部長、検査・放射線部長、看護部長、看護科長（看護職6級の者に限る。） 薬剤部長（行政職8級の者に限る。） 地域医療連携部長、放射線技師長（行政職8級の者に限る。） 及び検査技師長（行政職8級の者に限る。） 県立光風病院の社会復帰療法部長及び精神科救急医療センター長、県立こども病院の指導相談・地域医療連携部長及び周産期医療センター次長、県立がんセンターの検査部長、放射線部長及び研究部長並びに県立粒子線医療センターの医療部長	4種
	(1) 県立病院の総務部次長、看護部次長、看護科長（看護職6級以上の者を除く。） 薬剤部長（行政職8級の者を除く。） 薬剤科長、放射線技師長（行政職8級の者を除く。） 放射線技術科長、検査技師長（行政職8級の者を除く。） 県立こども病院の小児救急医療センター次長、県立がんセンターの病理診断センター次長及び麻酔センター次長、県立姫路循環器病センターの高齢者脳機能治療室長及び救命救急センター次長並びに県立粒子線医療センターの装置管理科長 (2) 県立看護専門学校副校長	5種

別表第16の2第3号の表を次のように改める。

職務の級	区分	管理職手当
7級	3種	88,300円
6級	4種	78,000円

5 級	5 種	59,200円
-----	-----	---------

別表第16の3第3号の表を次のように改める

職務の級	区分	管理職手当
7 級	3 種	75,800円
6 級	4 種	59,900円
5 級	5 種	44,200円

別表第17行政職給料表の款を次のように改める。

行政職給料表	職務の級 9 級以上の職員	100分の20
	職務の級 8 級の職員	100分の15
	職務の級 7 級の職員	100分の10
	職務の級 6 級及び 5 級の職員並びに 4 級の職員	100分の 5

別表第17看護職給料表の款を次のように改める。

看護職給料表	職務の級 7 級の職員	100分の20
	職務の級 6 級の職員	100分の15
	職務の級 5 級の職員（管理職手当を受ける職員に限る。）	100分の10
	職務の級 5 級の職員（管理職手当を受ける職員を除く。）並びに 4 級及び 3 級の職員	100分の 5

別表第17中備考を次のように改める。

備考 給料表の適用を異にして異動した職員（給与条例第2条に規定する職員で引き続いて新たに職員になったものを含む。）で、異動後の加算割合が異動前の加算割合を下回ることとなるもののうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して管理者が特に必要と認める職員については、当該異動後の加算割合に100分の5を加えた加算割合が定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

- 2 この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の病院事業職員の給与に関する規程（以下「改正前の給与規程」という。）別表第3の給料表の適用を受けていた職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じて附則別表1で定める職務の級とする。

（号給の切替え）

- 3 施行日の前日において改正前の給与規程別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及び施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて定める号給とする。
- 4 附則第2項の規定により新級が看護職給料表の4級となる職員（以下「看護職新4級職員」という。）にあっては、旧号給に対応する附則別表2の新号級欄に定める号給とし、看護職新4級職員以外の職員にあっては、旧号給と同じ号数の号給とする。

- 5 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成20年兵庫県人事委員会規則第2号。以下「平成20年改正規則」という。）附則第5項の規定は、附則第2項の規定により新級が看護職給料表の1級又は2級となる職員に係る前項の適用について、準用する。
- 6 前3項の場合において、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に新たに職員となった者（国及び他の地方公共団体の公務員、職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第9条第5項第2号に規定する公庫等職員（以下「公庫等職員」という。）その他管理者の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年兵庫県条例第62号）第2条第2項、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員及び管理者の定める事由によりやむを得ず離職した職員で再び採用された者を除く。）については、同項に規定する号給の号数から1を減じて得た号数の号給とする。
（給料に関する経過措置）
- 7 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額（改正後の病院事業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）附則第17項の規定の適用がないものとした場合における給料月額という。）が同日において受けていた給料月額（病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程附則第5項から第7項までの規定により給料として支給される額を含む。）に達しないこととなる職員（別途管理者が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 8 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 前3項の規定による給料を支給される職員に関し、改正後の給与規程第17条第2項、第40条第1項及び第4項、第42条の2の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（平成20年兵庫県病院局管理規程第4号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。
（技能労務職の号給の切替え）
- 11 施行日の前日において改正前の給与規程別表第4の適用を受けていた職員の改正後の給与規程による号給の切替え、経過措置等については、附則第3項及び附則第6項から前項までの規定の例による。
（地域手当に関する経過措置）
- 12 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における改正後の給与規程第9条第3項の規定の適用については、同項中「100分の15」とあるのは、「100分の13」とする。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

給料表	旧 級	新 級
看護職給料表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	4 級
	4 級	5 級
	5 級	6 級

附則別表第2 号給の切替表（附則第4項関係）

旧号給	新号級

1 から17まで	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33

50	34
51	35
52	36
53	37
54	38
55	39
56	40
57	41
58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53
70	54
71	55
72	56
73	57
74	58
75	59
76	60
77	61
78	62
79	63
80	64
81	65
82	66

83	67
84	68
85	69
86	70
87	71
88	72
89	73
90	74
91	75
92	76
93	77
94	78
95	79
96	80
97	81
98	82
99	83
100	84
101	85
102	86
103	87
104	88
105	89
106	90
107	91
108	92
109	93
110	94
111	95
112	96
113	97
114	98
115	99

116	100
117	101
118	102
119	103
120	104
121	105
122	106
123	107
124	108
125	109
126	110
127	111
128	112
129	113
130	114
131	115
132	116
133	117
134	118
135	119
136	120
137	121

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 黒 田 進

兵庫県病院局管理規程第5号

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規

定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、管理者が定める。

第3条第1項ただし書中「管理者は」の右に、「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、」を「日曜日及び土曜日に加えて」に、「おいて、」を「おいて」に改め、同条第2項ただし書中「ただし」の右に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第4条第2項本文中「（短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日」を「の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、短時間勤務職員にあっては8以上の週休日）」に改め、同項ただし書中「必要」の右に「（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）」を、「8日（」の右に「育児短時間勤務職員等及び」を、「超えないよう週休日」の右に「（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として別に定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として別に定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第18条第1項第1号中「20日（」の右に「育児短時間勤務職員等及び」を、同条第5項中「1時間」の右に、「（育児短時間勤務職員等のうち、斉一型育児短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等のうち1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。）にあっては1日又は1時間、不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等のうち斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。）にあっては1時間）」を加える。

第20条第1項第4号中オの次に「カ 国、地方公共団体又は公共的団体が行う地域における子どもの安全を確保するための活動又は環境美化のための活動」を加え、同条同項第5号中「5日」を「別に定める期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて連続する5日」に改め、同条同項第9号中「（再任用短時間勤務職員にあっては、24時間）」及び同条同項第10号中「（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者が定める時間）」を削り、同条同項第17号中「第15号」を「第17号」に改め、同条第2項中「1時間（」の右に「育児短時間勤務職員等及び」を、「あっては、」の右に「1日又は」を加える。

第27条の2第1項中「第82条の2」を「第124条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成20年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第20条第1項第5号の別に定める期間（当該期間の初日を除く。）にこの規程の施行の日がある職員で、同日前の当該期間に改正前の病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）第20条第1項第5号の休暇を使用したものについては、改正後の規程第20条第1項第5号の休暇を使用したものとみなす。
- 3 改正後の規程第20条第1項第9号の職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間（当該期間の初日を除く。）又は同項第10号に規定する出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間（当該期間の初日を除く。）にこの規程の施行の日がある職員が同日前のそれぞれの当該期間に使用した改正前の規程第20条第1項第9号又は同項第10号の休暇については、改正後の規程第20条第1項第9号又は同項第10号の休暇

として使用されたものとみなす。

病院局公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 黒 田 進

兵庫県病院局管理規程第 6 号

病院局公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程

病院局公有財産取扱規程（平成14年病院局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第24条中「1年」を「3年」に、「前条第3号」を「前条第4号」に改める。

第35条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定は、借地借家法（平成3年法律第90号）第22条若しくは第23条第1項若しくは第2項に規定する借地権の設定を目的とする契約により土地の貸付けをする場合又は同法第38条第1項の規定する建物の貸付けをする場合については、適用しない。

別表第1に備考として次の項目を加える。

- 7 この表に定める使用料等により処理することが適当でない認められる場合又はこの表に定めのない場合についての使用料等については、別に管理者が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第24条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

病院局会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 黒 田 進

兵庫県病院局管理規程第 7 号

病院局会計規程の一部を改正する管理規程

病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項中「第11号」を「第13号」に改め、同条第2項第3号中「及び第9号」を「から第9号まで、第12号及び第13号」に改める。

第78条第1項第2号中「過去2年間に」を削り、「その他管理者が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらすべて誠実に履行した者について」を「等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から」に改め、同号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、管理者が确实と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間で工事の履行の保証を予約したとき。

第90条第1項中「政令第167条の2第1項第1号」を「企業法施行令第21条の14第1項第1号」に改める。

様式第19号No. 7の部中

「

					減価償却費									
--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

を

「

					診療報酬等交付金									
					減価償却費									

」

に改める。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号（第12条関係）

納入通知書（納付書）兼領収書

年度兵庫県病院事業会計

患者番号	氏名	請求期間（入院の場合）
	様	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受診科	入・外	領収書No.	発行日	在宅医療	費用区分	負担区分	本・家	区分

保険	初・再診料	入院料等	医学管理料等	在宅医療	検査	画像診断	投薬
	点	点	点	点	点	点	点
注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療	点
病理診断	診断群分類(DPC)	食事療養	生活療養	点	点	点	点
点	点	円	円	円			

保険外負担	評価療養・選定療養	その他	保険	保険	保険	保険外負担
	(内訳).....	(内訳).....	円	円	円	円
領収額			円	円	円	円
合計			円	円	円	円
領収額						
合計						

領収印

- 1 上記金額を、年 月 日までに当院会計窓口（又は 銀行 支店）へ納付してください。
- 2 領収印を押し、領収書と致します。
- 3 この領収書は、各種証明のとき必要ですので大切に保管してください。

(証 券)

収 納 通 知 書

年度兵庫県病院事業会計

患者番号	氏名
	様

請求期間 (入院の場合)
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受診科	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担区分	本・家	区分

保 険	初・再診料	入院料等	医学管理料等	在宅医療	検査	画像診断	投薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療
点	点	点	点	点	点	点	点
	病理診断	診断群分類(DPC)	食事療養	生活療養			
点	点	点	円	円			

保 険 外 負 担	評価療養・選定療養	その他
	(内訳)	(内訳)
合計	円	円
負担額	円	円
領収額	円	円
合計	円	円

領収印

上記金額を収納してください。
 兵庫県病院事業出納取扱金融機関
 兵庫県立 銀行 支店様
 企業出納員 銀行 支店
 所管 銀行 支店

(証 券)

収 納 済 通 知 書

年度兵庫県病院事業会計

患者番号	氏名
	様

請求期間 (入院の場合)
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受診料	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担区分	本・家	区分

保 険	初・再診料	入院料等	医学管理料等	在宅医療	検査	画像診断	投薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療
	点	点	点	点	点	点	点
	病理診断	診断群分類(DPC)	食事療養	生活療養			
点	点	円	円				点

保 険 外 負 担	評価療養・選定療養	その他
	(内訳)	(内訳)

保 険 外 負 担	保 險	保 險 (食事・生活)
	円	円
	円	円
	円	円

上記金額を収納しましたので通知します。
兵庫県立 企業出納員

様

県立 所管 銀行 支店

領収印

(証 券)

(220 x 350)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、様式第24号の改正は、平成20年4月1日から施行する。